

テレビ会議の方法による証人等の尋問のイメージ

第1 審問の準備

A地方裁判所の平成10年(ワ)第117号損害賠償請求事件の準備的口頭弁論において、被告側から、甲を証人として尋問する旨の証拠の申出がされた。被告代理人によると、甲は被告会社の従業員であるが、遠隔地に居住しており、また、職業柄A地方裁判所に出頭することは困難であって、甲の居住地の近くにあるB地方裁判所であれば尋問に応じてもよいという意向を示しているので、テレビ会議の方法による尋問を希望するということであった。裁判官は、原告代理人の意見を聴いた上でテレビ会議の方法により尋問を行うこととし、この事件を担当するS書記官に対し、自庁及びB地方裁判所のテレビ会議システムが設置されている法廷の使用状況を調査するように命じた。S書記官は、両裁判所の法廷の使用状況を調査した上で、候補日を裁判官に報告した。被告代理人は、直ちに証人甲に電話をして、候補日の中から都合のつく日を確認したところ、9月21日であれば出頭が可能であるとのことだったので、裁判官は、尋問期日を9月21日と指定した。

1 テレビ会議の方法による証人等の尋問の選択

テレビ会議の方法を利用するかどうかは、各裁判体が、受訴裁判所と証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の住所等との距離、移動時間、出頭に要する費用等を基礎にして判断していくこととなると考えられる。実際には、証人等が受訴裁判所に出頭する場合や受訴裁判所が出張する場合と、テレビ会議の方法を用いる場合との間で、時間、費用又は証人等の都合を比較し、当事者の意向を踏まえつつ、柔軟に判断していくこととなろう。

なお、平成10年1月1日現在、テレビ会議システム（注1）はすべての地方裁判所本庁に設置されている。

(注1) テレビ会議システム

ここでは、本体であるテレビ会議装置（メインモニター、メインカメラ、コーデック等）、書画カメラ、傍聴人用テレビモニター、ビデオデッキその他の付属機器を合わせた一体の設備をテレビ会議システムと呼ぶこととする。

2 テレビ会議システムの設置された法廷の使用状況の確認

テレビ会議の方法による証人等の尋問の期日を指定するに当たっては、事前に、自庁のみならず、証人等が出頭する裁判所（以下「出頭裁判所」という。）のテレビ会議システムの設置された法廷（以下「テレビ会議設置法廷」という。）の使用状況を確認しておき、尋問期日の候補日を調べておくことが必要であると考えられる。そのため、各裁判所は、テレビ会議システムの設置された法廷の使用状況について他庁から照会を受けた際、随時回答することができるよう、その使用状況を把握している必要があると考えられる。

もっとも、テレビ会議設置法廷の使用状況の把握の方法については、各庁によって取扱いが異なると考えられるので、平成9年12月8日付け最高裁民二第567号民事局長、総務局長通達「民事訴訟におけるテレビ会議の方法による証人等の尋問の手続について」（以下「テレビ会議通達」という。）記1においては、他庁からテレビ会議設置法廷の使用状況につき照会を受けた場合の、いわば窓口的業務を民事の訟廷管理官の下に置かれた庶務係（以下「民事訟廷庶務係」という。）が行うとし、適時に正確な情報が伝達されるようにすることとし、その他の点は各裁判所の裁量にゆだねたものである。例えば、民事訟廷庶務係がテレビ会議設置法廷の使用状況を集中的に把握、管理することが考えられるし、特定の部が使用状況を把握、管理している場合には、照会を受けた民事訟廷庶務係が当該部に使用状況を確認した上で、照会に対して返答することが考えられる。

本事例では、準備的口頭弁論の中でテレビ会議の方法による証人等の尋問を

行うこととなり、S書記官は、その場で自庁及びB地方裁判所のテレビ会議設置法廷の空き状況を確認している。このような照会に備えて、各裁判所では、できる限り即時に返答することができる態勢を整えることが望ましいと考えられる。

3 予納額の算出

S書記官は、被告代理人に対し、テレビ会議の方法による証人甲の尋問に必要な額を伝え、速やかに予納するように促し、後日予納された。

(1) 旅費、日当及び宿泊料

証人及び鑑定人に対する旅費、日当及び宿泊料（以下「旅費等」という。）を予納させなければならないことは、通常の証人等の尋問の場合と同様である。ただ、テレビ会議の方法による場合には、受訴裁判所において旅費等の額を算出することが困難な場合もあり得るので、そのような場合は、事実上出頭裁判所に旅費の算出に関して協力を求めることが必要となると考えられる（平成9年12月8日付けの民事局第一課長、総務局第三課長及び経理局監査課長の事務連絡「テレビ会議の方法又は電話会議の方法を利用した証人尋問における証人に対する旅費等の支給手続及び通信料の支払手続について」の別添「テレビ会議の方法を利用した証人尋問における証人等に対する旅費等の支給手続及び通信料の支払手続」（以下「支給手続等事務連絡」という。）参照）。

(2) 通信料

ア 基本料と通信料

テレビ会議システムは、電話回線を利用するため、通常の電話を使用した場合と同様に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）から毎月電話料金が請求される。電話料金は、定額が請求される基本料と、通

信時間及び通信先との距離に比例して請求される通信料とに分類することができる。このうち、基本料については、国庫負担であり、当事者に予納させるべき金額は、通信料である（注2）。

（注2） テレビ会議の方法による証人等の尋問をする場合には、文書の写しを送信して提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる（民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号。以下「民訴規則」という。）第123条第2項等）ことから、テレビ会議設置法廷には、ファクシミリが設置されている。ファクシミリも電話回線を利用してるので、その基本料及び通信料が請求されるが、いずれの費用も国庫負担であるから、当事者に予納させる必要はない。

イ 通信料の概算額の算出

通信料は、尋問予定時間及び両裁判所の距離を基礎として、別紙第2によって容易に概算額を算出することができる。ただし、現実の通信料が予納額を上回り、予納額に不足を来す場合、事務処理が非常に煩雑となる（注3）ことを考えると、概算額よりも余裕を持った額を予納させる取扱いが必要になる（支給手続等事務連絡の1の(2)参照）。

（注3） 予納金が不足する場合には、追加予納を命ずることとなるが、事件担当書記官は、次の事件の立会等のため、当日の追加予納に対応することができない場合も十分考えられるし、当日中に予納されない場合もある（後日になっても予納されない場合には、国庫立替が必要となる。こうした事態を避けるために、概算額よりも余裕を持った額を予納させることが必要になる。）。

ウ 事前の還付請求

イのように、概算額よりも余裕を持った額を予納させるときは、残額を還付するケースが多くなると考えられるので、予納者に事前に還付請求を

させておくことが望ましい。こうした事前の還付請求は、予納と同時に行われることとなる（平成7年3月30日付け最高裁監第42号経理局長依命通達「保管金の還付手続に関する事務の取扱いについて」参照）。

4 出頭裁判所への嘱託

準備的口頭弁論期日が終了した後、S書記官は、直ちにB地方裁判所にあてた嘱託書を作成し、ファクシミリで送付した。

嘱託書の送付を受けたB地方裁判所では、民事訟廷事件係が共助事件として立件し、B地方裁判所の事務分配の定めに従い、民事訟廷庶務係に嘱託書を配布（配てん）し、同係長のT書記官が担当者と決まった。

(1) 嘱託書の作成及び送付

事件担当書記官は、テレビ会議の方法による証人等の尋問の実施に必要な事務を、出頭裁判所に書面で嘱託しなければならない。この嘱託書はファクシミリを利用して送付することができる（テレビ会議通達記2の(1)参照）。

本事例においては、S書記官がB地方裁判所に対してファクシミリで別紙第3のような嘱託書を送付している（注4）。

（注4）尋問終了後に出頭裁判所から受訴裁判所に送付されるべき書面としては、証人等から提出された請求書（平成7年3月30日付け最高裁総三第28号総務局長、経理局長通達「過納手数料等の還付金の支払及び旅費、鑑定費用等の概算払等の取扱いについて」の別紙様式第6の請求書。（以下「旅費等請求書」という。））が考えられるが、これについては、出頭裁判所からファクシミリで送付（第2の3の(2)参照）することができる（テレビ会議の方法による証人等の尋問の場合、嘱託書などの共助事件関係書類は、受訴裁判所に返送することを要しないことから、嘱託書には、出頭裁判所から受訴裁判所に書面が返送される際に使

用する郵便切手を添付する必要はないと考えられる。)。

(2) 嘱託書の立件

テレビ会議の方法による証人等の尋問を実施する場合、出頭裁判所では、証人の尋問場所への誘導、尋問に必要な装置の操作、尋問場所の秩序維持等への協力のため、職員を立ち会わせる必要があるし、共助事件関係書類の保管の責任を明確にする必要もあることから、嘱託は共助事件に準じて取り扱われる必要があると考えられる。そこで、出頭裁判所は、嘱託書ごとに、民事共助事件簿に登載して立件する（テレビ会議通達記2の(2)参照）。

テレビ会議の方法による証人等の尋問を行う場合の嘱託書は、必ずしも表紙を付して記録を編成するまでの必要はなく、そのままあらかじめ定められた各裁判所の事務分配の定めに従って配布（配てん）されることとなる。そのため、各裁判所においては、テレビ会議の方法による証人等の尋問の嘱託を受けたときの取扱いについてあらかじめ定めておく必要があると考えられる。

本事例では、テレビ会議の方法による証人等の尋問の嘱託は、民事訟廷庶務係が担当するとB地方裁判所が定めていたことから、この定めに従い、民事訟廷庶務係に事件が配布（配てん）され、同係長のT書記官が担当者と決まったものである。

5 出頭裁判所における準備

共助事件の配布（配てん）を受けたT書記官は、直ちにB地方裁判所のテレビ会議設置法廷の利用予定として、9月21日にA地方裁判所の証人甲の尋問期日が掲げられていることを確認した。また、A地方裁判所のS書記官に対して、T書記官が担当する旨を電話連絡するとともに、B地方裁判所に備え付けてある裁判所の案内図をファクシミリで送付した。

(1) 出頭裁判所のテレビ会議設置法廷の使用状況の把握

出頭裁判所は、嘱託書が送付された段階で正式な期日として把握することになる（テレビ会議通達記3の(1)参照）が、テレビ会議の方法による尋問を行うこととなって、多くの場合、期日の調整のために出頭裁判所に問い合わせをした時点で、出頭裁判所においても事実上期日を予定する扱いが多いのではないかと考えられる。

本事例でも、A地方裁判所のS書記官から照会があった時点で、事実上テレビ会議設置法廷が確保されており、A地方裁判所から嘱託書が送付された時点で、T書記官がそれを正式なものとしている。

(2) 担当職員の通知

テレビ会議の方法による証人等の尋間に係る共助事件を担当する者（以下「共助事件担当者」という。）は、受訴裁判所に対し、自己の官職及び氏名を遅滞なく通知しなければならない（テレビ会議通達記3の(2)）。この通知によって、受訴裁判所は、共助事件担当者が誰であるかを把握することができ、尋問に向け種々の準備のための両裁判所間のやりとりを円滑に行うことができることになると考えられる。その際、共助事件担当者の電話番号や、ファクシミリ番号を合わせて通知しておくことが有益であると考えられる（注5、注6）。

なお、通知は相当な方法によれば足りるものと考えられ、本事例では、T書記官がS書記官に対して電話で通知している。

（注5） 共助事件担当者の通知に加えて、テレビ会議の方法による証人等の尋間に立ち会う職員（以下「立会職員」という。）は、テレビ会議の方法による尋問中、受訴裁判所の指示に従うこととされており（テレビ会議通達記3の(3)），そのためには、受訴裁判所が立会職員について把握しておく必要があると考えられるので、共助事件担当者は、立会職員が決まった段階で、事件担当書記官に対し、立会職員の官職及び氏名を

通知することになると考えられる。

(注6) テレビ会議通達では、共助事件担当者と立会職員とを区別して規定しているが、両者を一致させるかどうかについては各裁判所の実情に応じて定められることとなる。

なお、立会職員の事務の内容（第2の2の(2)参照）からして、立会職員は特定の官職であることを必要とするものではなく、この点も各裁判所の実情に応じて定めることで足りる。

(3) 裁判所の案内図の送付

後述する（第1の6の(1)参照）ように、証人等の呼出しに関する事務は、受訴裁判所の事件担当書記官が行う。

本事例では、T書記官がS書記官に対し、裁判所の案内図を送付し、証人の出頭に支障がないように取りはからっている。

6 嘱託後の受訴裁判所における事務

S書記官は、証人甲に対し、9月21日にB地方裁判所に出頭すべき旨の証人呼出状を送達した。なお、呼出状には、尋問事項書のほか、B地方裁判所の案内図及び説明書が添付されていた。

(1) 証人等の呼出し

テレビ会議の方法による証人等の尋問の場合、証人等に対する期日の呼出しに関する事務は、事件担当書記官が行うことになる（テレビ会議通達記5）（注7）。

(注7) テレビ会議の方法による証人等の尋問の場合、特に、訴訟代理人が受任している事件では、証人に対して事前に当事者側から何らかの接触が行われている事例が多いのではないかとも思われる。こうした場合で、あらかじめ尋問期日等について証人の事実上の応諾が寄せられてい

るときには、あえて送達によって証人等を呼び出すまでのことではなく、普通郵便によることや、証人等から期日請書を提出してもらうことも考えられる。

(2) 説明書（テレビ会議の方法による尋問であることを記載した書面）

テレビ会議の方法による証人等の尋問の場合、尋問当日に旅費等の支給を行うことができず、原則として振込払いとなる。そこで、尋問当日には振込先の金融機関名、口座番号等を旅費等請求書に記入させるようにしなければならない（支給手続等事務連絡の3の(1)参照）。

事前にこうした事情を証人等に伝えるためには、その旨を記載した説明書等を呼出状に添付することが必要になると思われる。

本事例では、呼出状（別紙第3）等とともに、T書記官から送付されたB地方裁判所の案内図及びテレビ会議の方法による証人等の証拠調べの概要や、旅費等が口座振り込みとなる旨等が記載された説明書（別紙第4）が同封され、送達されている。

7 裁判官と書記官との打合せ等

尋問期日の数日前、裁判官とS書記官は、テレビ会議の方法による証人等の尋問に先だって、テレビ会議システムの操作方法等を確認するとともに、尋問事項書を参考にしながら、尋問時に示すと思われる書証をピックアップし、S書記官は、B地方裁判所のT書記官に対し、その書証の写しをファクシミリで送付した。

(1) 裁判官と書記官の打合せ

テレビ会議の方法による証人等の尋問を行うに当たっては、操作者が機器の操作方法を熟知している必要がある。この操作を誰が行うかは、各裁判体の判断にゆだねられており、書記官のほか、例えば、尋問の流れに応じて裁

判官自らが操作することなどが考えられる。いずれにしても、事前に操作方法や、撮影位置（注8）等を確認しておき、尋問がスムーズに行われるよう配慮する必要がある（注9）。

（注8） テレビ会議システムは、特定のカメラポジションをあらかじめ登録しておくこと（プリセット）が可能である。テレビ会議設置法廷の着席位置（別紙第5参照）に応じて、あらかじめテレビ会議システムにプリセットしておけば、尋問中にカメラポジションを操作する手間を省くことができると考えられる。

（注9） 尋問をスムーズに行うために、事件担当書記官と、立会職員とがあらかじめ打合せをしておくことも考えられる。

（2）書証の写しの事前送付

テレビ会議の方法による証人等の尋問中であっても、書画カメラやファクシミリ（注10）などを随時利用することによって、証人等に対して書証を示すことができる。もっとも、例えば、尋問事項書の記載から見ると、証人等に対して示されることが明らかな書証は、あらかじめその写しを出頭裁判所に送付しておくことも考えられる。

本事例でも、そのような書証について写しがあらかじめB地方裁判所のT書記官にファクシミリで送付されている。

（注10） テレビ会議設置法廷には、書証を示す場合等に備えてファクシミリが設置されている。このファクシミリは、法廷で書面等の写しを作成することができるように、一定程度のコピー機能を保有している。

第2 尋問期日における事務

9月21日、証人甲はB地方裁判所に出頭した。B地方裁判所のテレビ会議設置法廷で待機していたT書記官は、出頭した甲に対し、出頭カードに記入するよう促し、これを法廷に備えられたファクシミリでA地方裁判所のテ

テレビ会議設置法廷のファクシミリに送信するとともに、テレビ会議システムの電源を入れ尋問開始時刻を待った。

1 尋問前における出頭裁判所の事務

立会職員は、証人等が出頭したら、人定質問等に備えて住所、氏名を出頭カード等に記載させ、これを受訴裁判所のテレビ会議設置法廷のファクシミリに送信しておくことが必要である。また、証人等からテレビ会議の方法による尋問の留意点等について質問があった場合には、立会職員は、テレビ会議の方法による尋問の一般的なイメージを伝えておくことも考えられる。

なお、出頭した証人等に対して、旅費等の請求を行うのか、放棄するのかの意向を打診し、請求する意向があるような場合には、あらかじめ旅費等請求書に氏名、住所等を記載させておくことが考えられる。

2 尋問の開始

A地方裁判所のテレビ会議設置法廷に、裁判官、書記官及び双方代理人がそろったので、A地方裁判所からB地方裁判所のテレビ会議システムに回線を接続し、テレビ会議の方法による証人の尋問が開始された。

裁判官から証人甲に対し、テレビ会議の方法による尋問であることが説明された上、人定質問及び宣誓が行われた。そして、被告側の主尋問から尋問が始められた（尋問の内容については省略）。

A地方裁判所では、S書記官が操作盤を使ってカメラのアングル変更、ズームアップ等の操作をしたほか、書証を示す場面では、書画カメラを用いて、B地方裁判所にいる甲に示した。

一方、B地方裁判所では、T書記官が、甲に書証の写しを示すなどの事務を行った。

(1) 受訴裁判所の事務

ア テレビ会議装置等の操作

テレビ会議装置等の操作については、別紙第6参照。仮に書記官が操作する場合には、その間は尋問を控えるなど、録取事務に対する配慮をする必要があると考えられる。

テレビ会議装置の回線接続操作は、必ず受訴裁判所側から行う必要がある。後述する（第3の1参照）ように、通信料の支払手続を受訴裁判所で行う必要があり、そのためには、受訴裁判所に通信料が請求されるようにする必要があるからである。

イ 宣誓の方法

テレビ会議の方法による証人等の尋問の場合、宣誓をどのように行うかについては、例えば、証人等に宣誓書を朗読させた後、書画カメラの上で署名、押印させ、テレビモニター上で、その様子を確認するような方法も考えられるが、必ずしもこうした方法によらなければならないものではなく、各裁判体の判断にゆだねられる。

ウ 傍聴人用テレビモニター及びビデオデッキ

今回テレビ会議システムを設置したラウンドテーブル法廷には、従前からテレビモニター及びビデオデッキが設置されているので、受訴裁判所がテレビ会議設置法廷を利用するときには、テレビモニターを傍聴人用モニター（注11）に、ビデオデッキを録画用ビデオデッキ（注12）として、それぞれ利用することが可能である。

（注11） 傍聴人用テレビモニターには、受訴裁判所のテレビ会議装置に映し出された画面と同様の映像を放映することになる（テレビ会議通達記6参照）。

（注12） テレビ会議の方法による証人等の尋問を行った場合で、その尋問が民訴規則第68条第1項に適する尋問であるときには、同項の

規定により、証人等の陳述を録音テープ等に記録することも可能であると考えられる。

なお、証人等の陳述をビデオテープに記録するときは、受訴裁判所のテレビ会議装置に映し出された映像を録画する（テレビ会議通達記7）。

また、民訴規則第170条第2項によって録音テープ等に証人等の陳述を記録する際に、ビデオテープを利用する場合も同様である（簡易裁判所がテレビ会議システムを利用する場合については、第4参照）。

(2) 立会職員の事務

立会職員は、証人等が出頭した際に、テレビ会議の方法による尋問のイメージを伝えたり、出頭カードに記載させるといった事務を行うほか、尋問中には、裁判長の訴訟指揮の下、宣誓時に証人等に対して指示を与えたる、受訴裁判所から、あらかじめ又は尋問時に送付された書証の写しを証人等に示すといった事務を行う場合もあると考えられる。また、場合によっては、裁判長の法廷警察権の行使を補助することもあり得る。

3 尋問の終了

裁判官は、証人甲に対し、尋問が終了した旨を告げた。そこで、S書記官は回線を切断するための操作を行った。テレビ会議装置に尋問時間と通信料が表示されたので、S書記官は、その額を確認した上でテレビ会議システムの電源を切った。

一方、B地方裁判所では、T書記官が、甲に対し、甲に支給すべき旅費等の額として、あらかじめA地方裁判所から送付されていた日当支給基準に沿って計算した額を伝えて、旅費等請求書に記載させた。T書記官は、その旅費等請求書及び宣誓書を直ちに受訴裁判所にファクシミリで送付した。

(1) 通信料の確認

今回導入したテレビ会議装置は、通信先との通信を終了した段階で、通信料を自動的に表示する機能を備えている。書記官としては、通信料が予納額を上回っていないかを確認し、予納額に不足を来すときには、当事者に追加予納を促す必要がある（追加予納を避けるために、概算額よりも余裕を持った金額の予納が必要となる点については、第1の3の(2)のイ参照。）。

また、画面に表示される通信料（注13）は、NTTから回線を通じて送信されてくるデータに基づいているので、その額に消費税額を加えたものは後日NTTから請求される額と同額となる。したがって、事件担当書記官としては、後日NTTから請求書及び内訳書の写しが送付されるまでの間に、払出通知の準備を事前に行うことで、請求書及び内訳書が送付されしだい、直ちに払出通知を行うことが可能になると考えられる。

本事例では、通信料が予納額の範囲内であったため、追加予納の事務は行われていない。

（注13） 画面における通信料の表示は、通信終了から約30秒間表示されるので、事件担当書記官は、その金額をメモしておく必要がある。

(2) 旅費等請求書及び宣誓書の送付

旅費等請求書及び宣誓書は、ファクシミリで受訴裁判所に送付することが可能であり（テレビ会議通達記8の(1)），この場合、受訴裁判所は、ファクシミリで送信された旅費等請求書に基づき、支給決定を行った上で払出通知を行うこととなるとともに、ファクシミリで送付された宣誓書を訴訟記録に編てつすることとなろう。

本事例では、この段階でもファクシミリが用いられている。

第3 尋問期日終了後の事務

- ① NTTからA地方裁判所に対し電話料の請求書が送付された。
- ② A地方裁判所の会計課は、テレビ会議装置の請求書のうち通信料に関する部分及び料金明細内訳書について、写しを作成し、民事訟廷庶務係に対し、送付した。
- ③ 民事訟廷庶務係は、使用状況に基づき、請求書のうち通信料に関する部分及び料金明細内訳書の写しを、更にS書記官に対し送付した。
- ④ S書記官は、あらかじめ通信料の払出通知の準備をしていたので、民事訟廷庶務係から請求書のうち通信料に関する部分及び料金明細内訳書の写しの送付を受けると、直ちに払出通知をした。

1 請求書等の事件担当書記官への交付

テレビ会議装置に用いる電話回線に係る料金の請求書及び料金明細内訳書は、他の電話回線とは別扱いでNTTから送付される（請求書は、更に基本料部分と通信料部分とに分割されて請求される。基本料については、第1の3の(1)のアで述べたとおり、国庫負担となることから、会計課等で処理される。）。会計課等は、速やかに請求書（通信料部分。以下同じ。）及び料金明細内訳書の写しを、民事訟廷庶務係に送付し、民事訟廷庶務係は、請求書記載の「利用期間」内にテレビ会議システムを利用した裁判体の数に応じて、速やかに請求書と料金明細内訳書の写しを必要な部数だけ作成し、これを各事件担当書記官に送付する。

なお、支給手続等事務連絡の6参照。

2 払出通知

事件担当書記官は、請求書及び料金明細内訳書の写しが配布されたときは、直ちに料金明細内訳表（料金明細内訳書のイメージは、別紙第7参照）の中から、日時、通信時間、通信先の電話番号等により、通信を特定した後、保管金

から支払うべき金額を算出し、速やかに保管票により払出通知をする。

なお、保管票の摘要欄には、テレビ会議の方法による証人等の尋問の通信料である旨、証人等の氏名、尋問の日時、通信先の庁名及び電話番号を記載する（支給手続等事務連絡の7）。

（注14） 料金明細内訳書の見方

テレビ会議装置は、3本のISDN回線を利用して通信を行っており、料金明細内訳書は、回線ごとに作成されるので、NTTから送付される料金明細内訳書も3枚となる。

また、1枚の料金明細内訳書の中でも、1回の通信ごとに2行にわたって明細が記載される。これは、ISDN回線が通常の電話回線の2本分に相当する容量を有し、明細は通常の電話回線単位で作成されることから、2行となるものである。

これら合計6行の明細に記載された通信料の積算額は、第2の3の(1)で述べた通信料と一致することとなり、これに消費税額を加えた額が払い出すべき金額となる。

3 払出通知等の迅速処理

NTTから基本料及び通信料が請求された後、支払期限までは約10日程度であるから、前記事例の②から④までの処理を迅速に行う必要がある。

第4 テレビ会議システムが設置されていない庁における取扱い等

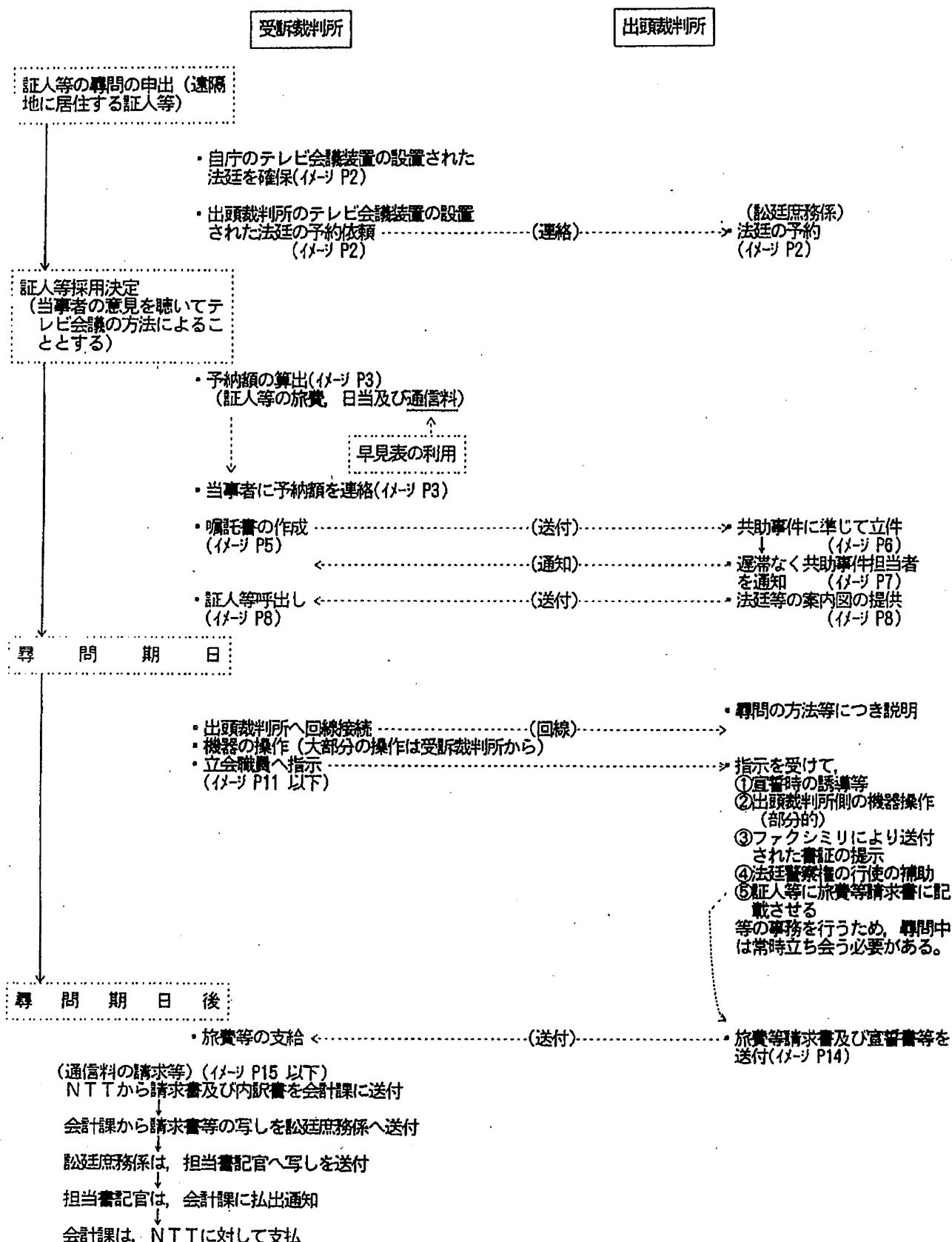
テレビ会議システムが設置されていない裁判所の裁判体が、テレビ会議システムの設置された裁判所のテレビ会議システムを利用して、証人等の尋問を行う場合には、これら両裁判所が例えば合同庁舎にあるようなとき（注15）を除き、裁判所外における証拠調べ（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第185条第1項）として実施することになると考えられる。この場合、受訴裁判所が使用するテレビ会議設置法廷の確保については、受訴裁判所から借用方を依頼するなど、所在尋問における取扱いが参考になると考えられる。

なお、支給手続等事務連絡の6以下参照。

(注15) 合同庁舎におけるテレビ会議設置法廷には、高等裁判所や簡易裁判所が法廷を開いていることを公示する措置を執っておくことが必要であると考えられる。

(別紙第1)

テレビ会議の方法による証人等の尋問における事務の流れ



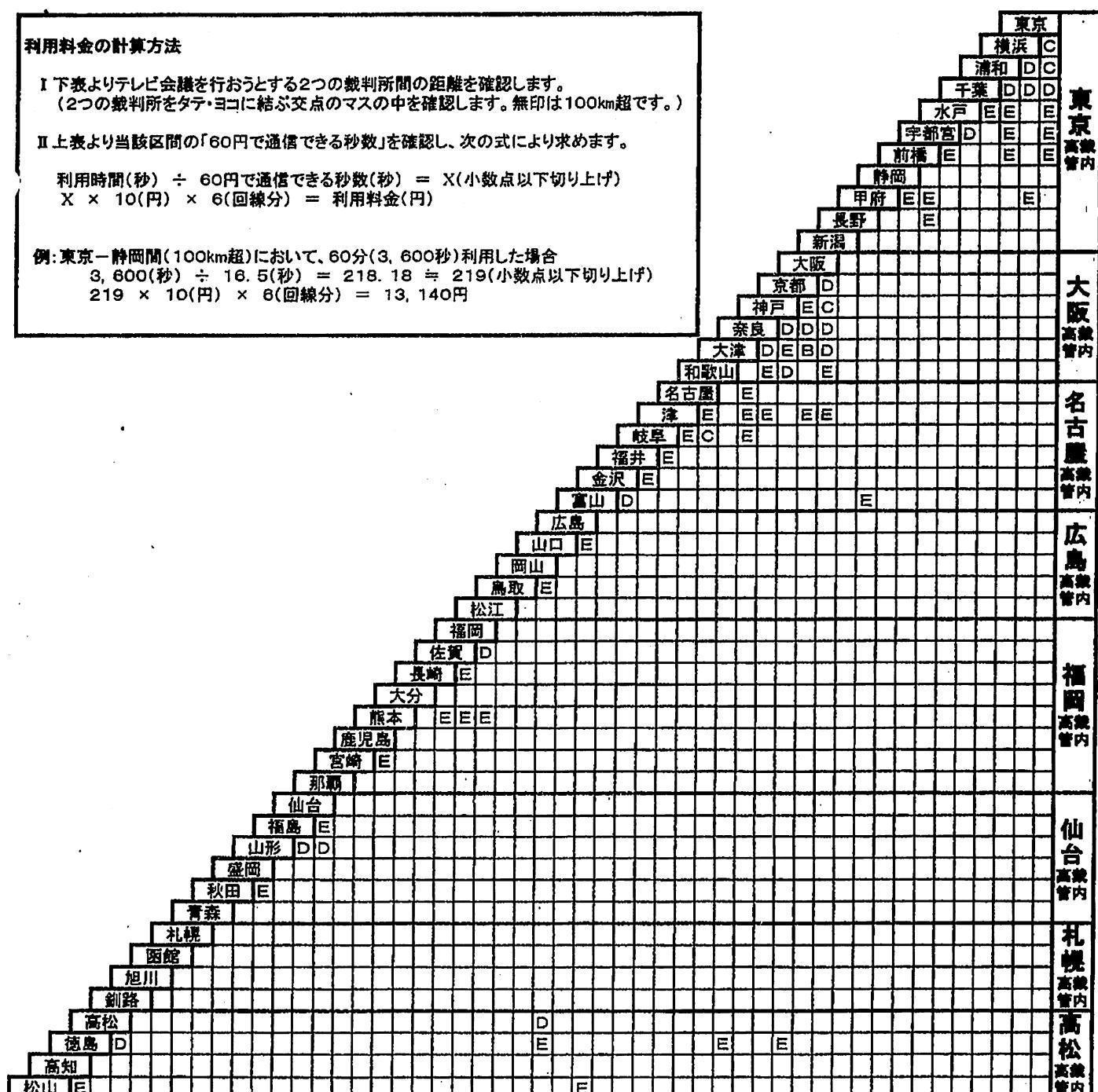
(別紙第2)

裁判所テレビ会議利用料金早見表

(平成9年2月改定)

凡例	距離	60円で通信できる秒数	30分利用料金	60分利用料金	90分利用料金	120分利用料金
A	区域内	180秒	800円	1,200円	1,800円	2,400円
B	隣接・~20km	90秒	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円
C	20km超~30km	45秒	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円
D	30km超~60km	36秒	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
E	60km超~100km	22.5秒	4,800円	9,600円	14,400円	19,200円
無印	100km超	16.5秒	6,800円	13,140円	19,680円	26,220円

利用料金の計算方法	
I 下表よりテレビ会議を行おうとする2つの裁判所間の距離を確認します。 (2つの裁判所をタテ・ヨコに結ぶ交点のマスの中を確認します。無印は100km超です。)	
II 上表より当該区間の「60円で通信できる秒数」を確認し、次の式により求めます。	
利用時間(秒) ÷ 60円で通信できる秒数(秒) = X(小数点以下切り上げ) X × 10(円) × 6(回線分) = 利用料金(円)	
例: 東京-静岡間(100km超)において、60分(3,600秒)利用した場合 3,600(秒) ÷ 16.5(秒) = 218.18 ≈ 219(小数点以下切り上げ) 219 × 10(円) × 6(回線分) = 13,140円	



(別紙第3)

日記第〇〇〇号

嘱

託

書

原 告

右訴訟代理人弁護士 告

被 告

右訴訟代理人弁護士

H Y G X

右当事者間の、平成一〇年()第一一七号損害賠償請求事件について、左記一の証人に対して、民事訴訟法第二〇四条に基づく尋問が左記二の尋問予定期日に行われるよう、嘱託します。

記

一 証

人

氏 名

住 所

甲

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

二 尋問予定期日

平成一〇年九月二一日午〇〇時〇〇分から同〇〇時〇〇分まで

平成〇〇年〇月〇日

A 地方裁判所民事第〇部〇係

裁判所書記官

S

連絡先

電話番号

〇〇-××××-△△△△内線□□□□

ファクシミリ番号

〇〇-××××-△△□□

B 地方裁判所 御中

(別紙第4)

テレビ会議の方法による尋問を受ける方へ

- ・ 今回、あなたに対する尋問は、いわゆるテレビ会議の方法によって行われます（民事訴訟法第204条、民事訴訟規則第123条）。この尋問の特徴は、事件を審理する裁判所にあなたがわざわざ出頭しなくとも出頭を命じられた裁判所に出頭していただければ尋問を行うことができるというところです。事件を審理する裁判所の法廷とあなたが出頭する裁判所の法廷とを電話回線で接続し、両裁判所の法廷に設置されたカメラとテレビにより、お互いの法廷の様子を見ながら、尋問を行うというものです。
- ・ このようにあなたに対する尋問は、事件を審理する裁判所の法廷とあなたが出頭する裁判所の法廷との二つの法廷を使用して行われることになりますが、尋問当日、あなたに出頭していただく裁判所は、呼出状に「出頭する日時場所」として記載された裁判所の法廷ですので、間違わないようにしてください。
- ・ 寻問当日は、あなたが出頭する裁判所の法廷には係員が待機していますので、呼出状に記載された裁判所の法廷に直接出頭してください。
- ・ この他、あなたに対する尋問全般について何かご不明な点があれば、遠慮なく下記の連絡先1までお問い合わせください。
- ・ また、尋問当日にあなたが出頭する裁判所への交通手段等についてご不明な点があれば、直接下記の連絡先2までお問い合わせください。
- ・ お問い合わせの際には、あなたがテレビ会議の方法で証言することになっていることや、呼出状に記載された事件番号及び尋問予定期日をお伝えください。
- ・ あなたが証人又は鑑定人の場合には、旅費、日当及び宿泊料を請求することができますので認印を持参してください。この旅費、日当及び宿泊料は、後日あなたの指定する金融機関（銀行・郵便局等）に振込送金する方法により支払うことになりますので、必ず振込先の金融機関名、口座の種類及び口座番号がわかるよ

うにしてください。なお、あなた以外の名義の口座には振込送金はできませんので注意してください（あなた自身の名義の口座をお持ちでない方は、お手数ですが、下記の連絡先1までお問い合わせください。）。

記

連絡先1

事件を審理する裁判所

A 地方裁判所 ○部○係 担当裁判所書記官 S

（電話番号○○-××××-△△△△ 内線□□□□）

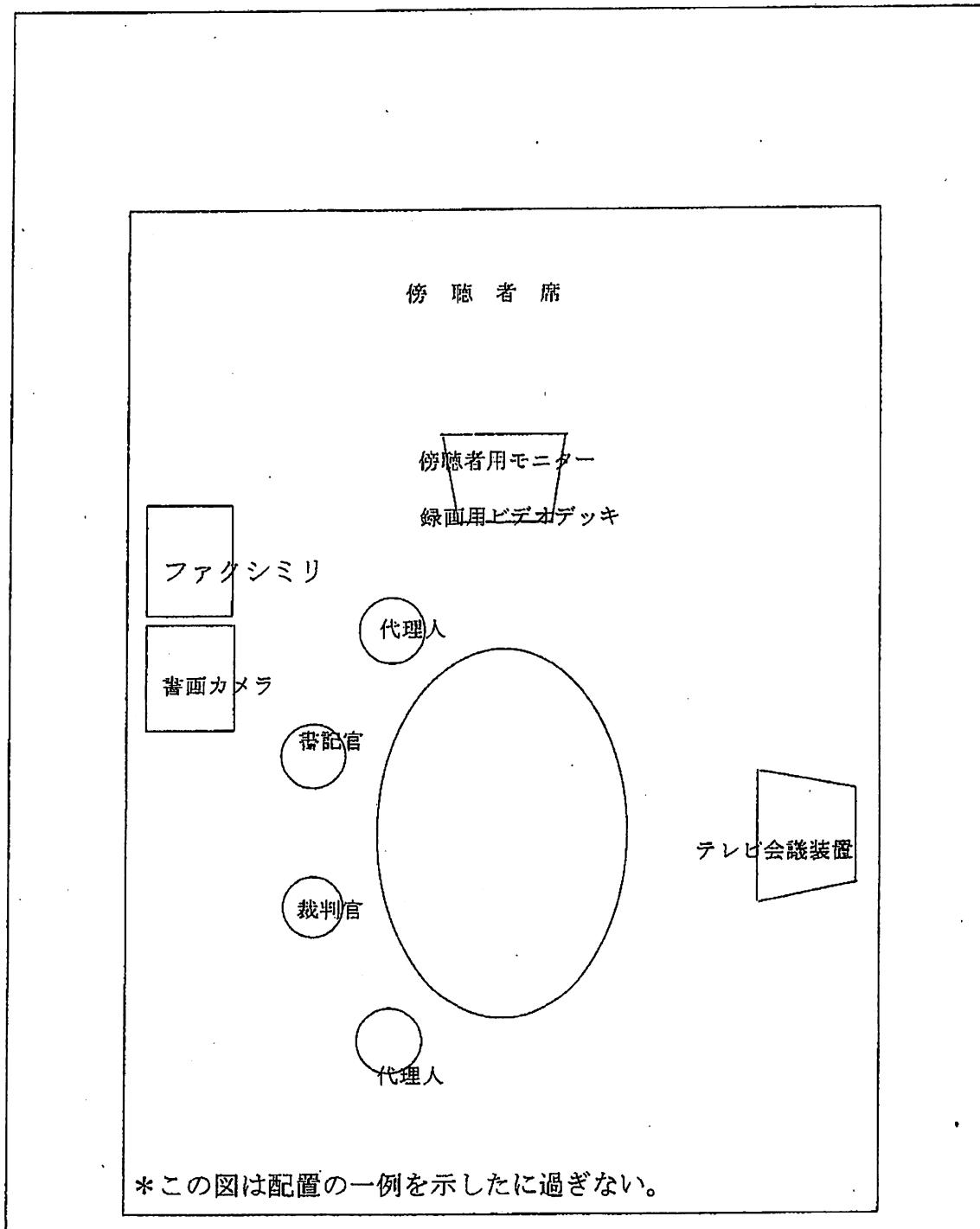
連絡先2

あなたが出頭する裁判所

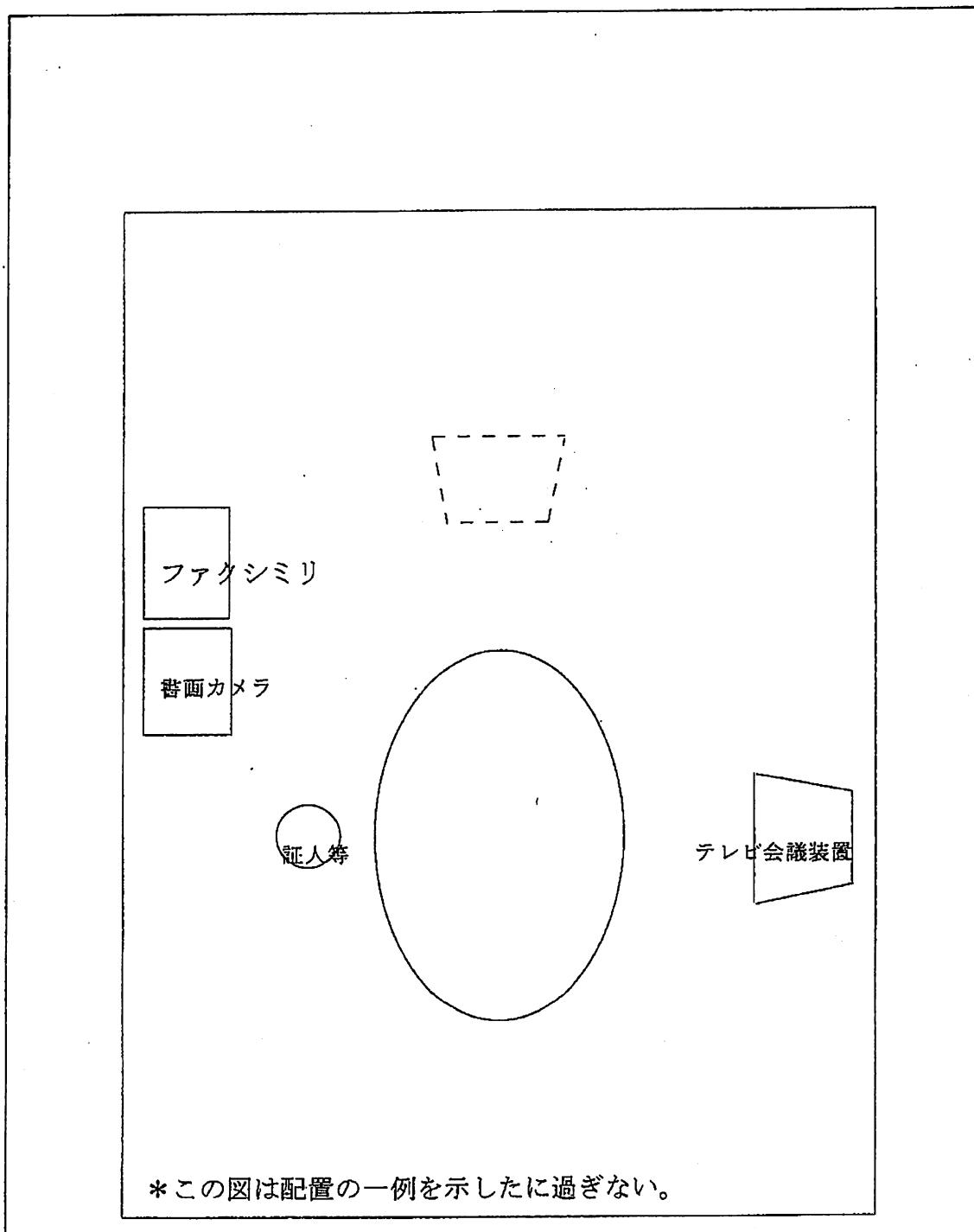
B 地方裁判所（電話番号○○○○-××-△△△△）

(別紙第5)

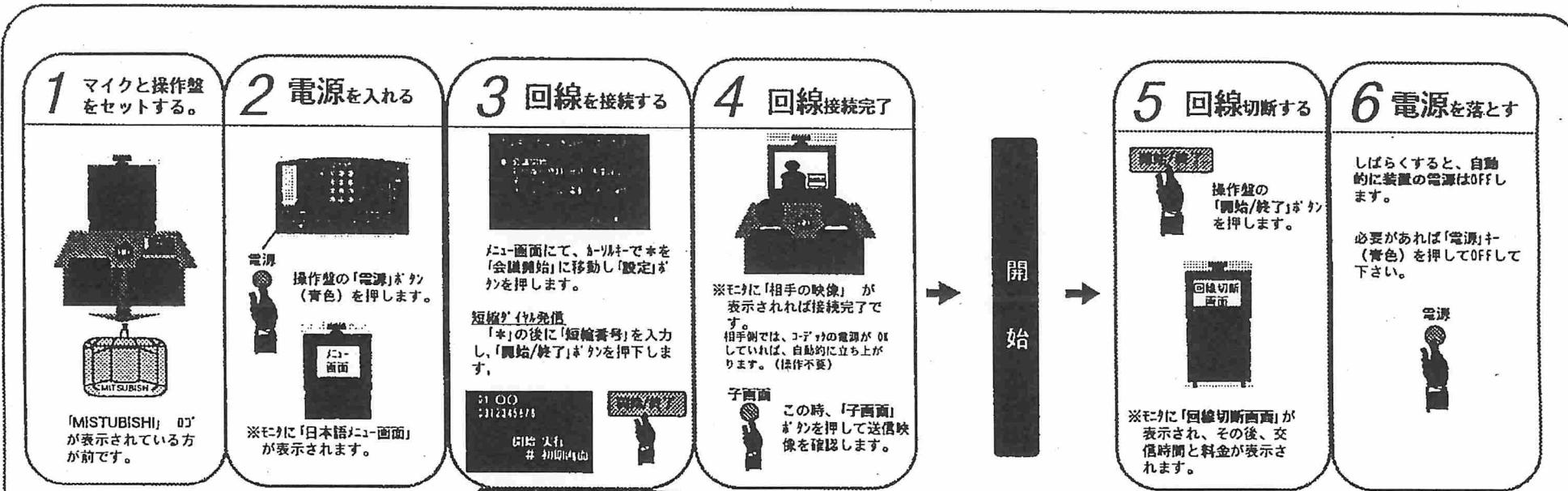
テレビ会議設置法廷参考イメージ図 (受訴裁判所の法廷)



テレビ会議設置法廷参考イメージ図（出頭裁判所の法廷）



■ テレビ会議装置の操作の仕方(全体操作フロー)



短縮ダイヤル一覧表

(上記の他、地点名選択ダイヤルも可能です。)

短縮No	都市名	TV会議回線番号
01	東京地裁	(03)5521-1655
02	横浜地裁	(045)640-5861
03	浦和地裁	(048)845-2146
04	千葉地裁	(043)202-0751
05	水戸地裁	(029)300-1043
06	宇都宮地裁	(028)650-4040
07	前橋地裁	(027)230-9461
08	静岡地裁	(054)652-1041
09	甲府地裁	(0552)30-1867
10	長野地裁	(026)238-2702
11	新潟地裁	(025)227-3512
12	大阪地裁	(06)360-6100
13	京都地裁	(075)253-0270
14	神戸地裁	(076)366-0127
15	奈良地裁	(0742)20-4701

短縮No	都市名	TV会議回線番号
16	大連地裁	(0775)27-9530
17	和歌山地裁	(0734)28-6252
18	名古屋地裁	(052)218-6167
19	津地裁	(059)221-3226
20	岐阜地裁	(058)267-1870
21	福井地裁	(076)29-7524
22	金沢地裁	(0762)34-7245
23	富山地裁	(0764)94-3396
24	広島地裁	(082)502-8753
25	山口地裁	(0839)34-3155
26	岡山地裁	(086)235-0351
27	鳥取地裁	(0857)38-2211
28	松江地裁	(0852)55-4336
29	福井地裁	(092)717-6396
30	佐賀地裁	(0952)27-9065

短縮No	都市名	TV会議回線番号
31	長崎地裁	(0958)34-7506
32	大分地裁	(0975)40-5588
33	熊本地裁	(096)312-3560
34	鹿児島地裁	(099)216-8179
35	宮崎地裁	(0985)31-9275
36	那覇地裁	(098)834-9430
37	仙台地裁	(022)723-7133
38	福島地裁	(0245)28-6193
39	山形地裁	(0236)26-7675
40	盛岡地裁	(0196)21-7211
41	秋田地裁	(0188)89-4270
42	青森地裁	(0177)32-6010
43	札幌地裁	(011)290-2383
44	函館地裁	(0138)44-4171
45	旭川地裁	(0166)59-2412

短縮No	都市名	TV会議回線番号
46	钏路地裁	(0154)44-2531
47	高松地裁	(0878)26-0210
48	徳島地裁	(0886)26-7088
49	高知地裁	(0888)20-5171
50	松山地裁	(0899)13-7639

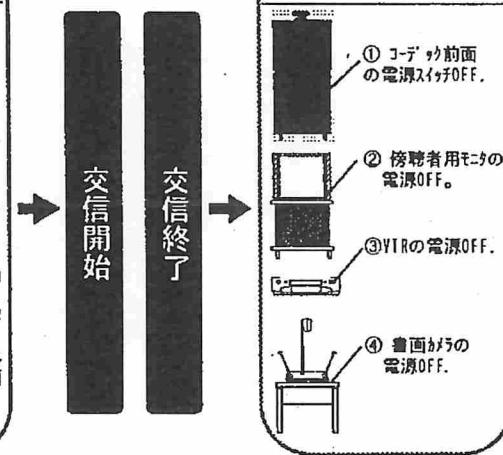
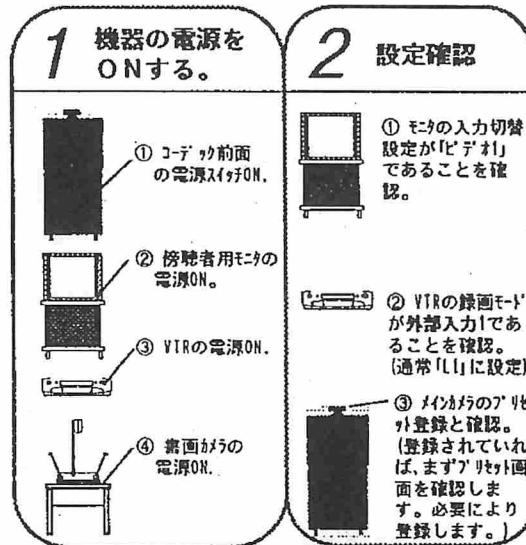
地点名選択ダイヤル発信

「*」を2回押下し短縮一覧を表示します。
カーリーで相手地裁に*を合わせ、最後に「開始/終了」ボタンを押します。

#01-00
>0312145678
02-XX
>0612345678



■ 準備と接続

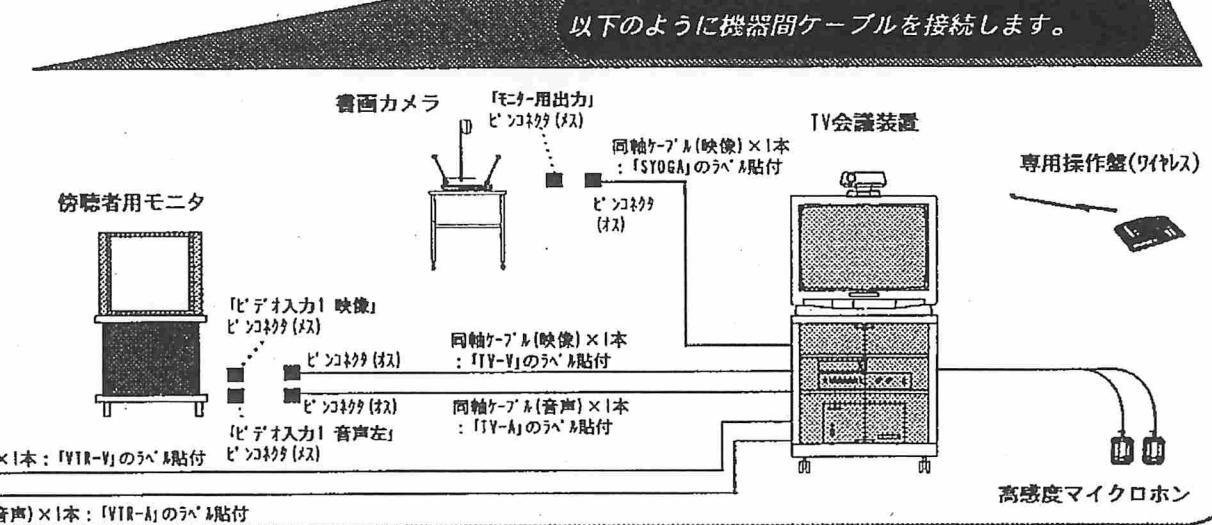
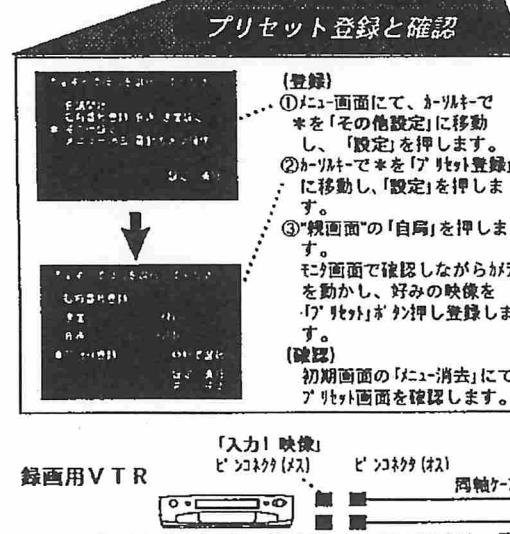


機器の移動

交信開始前及び交信終了後、必要により機器を所定の位置に移動します。
(ケーブル接続した状態で移動する場合は、ケーブルに負担がかからないように移動して下さい。)

ケーブルの接続と取り外し

交信開始前、必要により機器間をケーブルで接続します。
また交信終了後、必要により機器間ケーブルを取り外します。



■ 交信中の操作

● 交信中の各運用場面におけるボタン操作

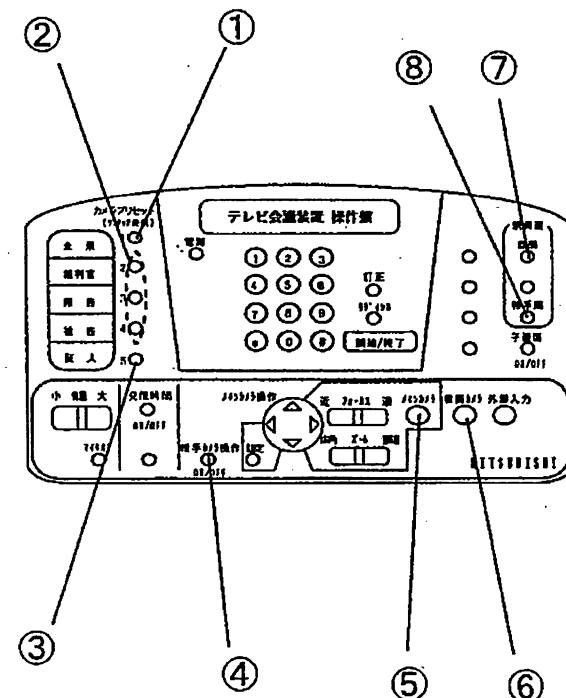
運用場面	自局(受訴裁判所側)画面	相手局(証人側)画面	自局側操作(受訴裁判所)		相手局側操作	
			自局制御	相手制御		
通常の操作	開始または終了 親画面: 証人等近景(着席) 子画面: 裁判所遠景(着席)			①「ゲート」(全景)	③「ゲート」(証人)	-
	尋問時 親画面: 証人等近景(着席) 子画面: 裁判所側別近景(着席)			②「ゲート」～④ (裁判官/原告/被告)	③「ゲート」(証人)	-
	宣誓時 親画面: 証人等遠景(起立) 子画面: 裁判所遠景(起立)			①「ゲート」(全景)	①「ゲート」(全景)	-
	署名押印時 親画面: 相手局画面像 子画面: 裁判所遠景(着席)			①「ゲート」(全景)	⑥「書面がり」	-
	書証等提示時 親画面: 自局書面像 子画面: 証人等近景(着席)			⑥「書面がり」 + ⑦「自局」	③「ゲート」(証人)	-
	相手局からの資料提示時 親画面: 相手局書面像 子画面: 裁判所側別近景(着席)			⑧「相手局」 + ②「ゲート」～④	⑥「書面がり」	⑦「自局」

相手制御状態でないこと(画面に「リモート表示なし」)を確認。

相手制御状態であること(画面に「リモート表示あり」)を確認。

(下記④押下により「相手制御状態(リモート表示)」となります。)

※運用に合わせて、自局及び相手局のメインカメラと書画カメラの切替え操作も実施します。



受訴裁判所側:

証人側:

※表中、「自局」とは受訴裁判所側を示し、「相手局」とは証人側を示します。

また、画面切替操作において、子画面はON状態とします。

■ 操作盤の使い方

ワンタッチダイヤル

あらかじめ登録された裁判所にダイヤルします。
 ◆接続したい裁判所（1～5）のボタンを押します。
 ◆登録された裁判所に対し、発信します。

ワンタッチプリセット

あらかじめ登録された位置にメインカメラポジションを設定します。
 ◆1～5のボタンを押します。
 ◆登録された位置にメインカメラを設定します。

音量調整

スピーカーから聞こえる相手の音量を調節します。
 ※標準は、40です。

マイクオフ

◆ボタンを押すとマイクがオフされます。
 ◆モニタ上に「マイクオフ」が表示されます。表示されているときは、こちらの音声が相手には聞こえません。
 ◆解除するときは、再びマイクオフボタンを押して下さい。

未使用

交信時間

◆交信開始からの経過時間を表示します。
 ◆交信時間 [00:00] を消す場合には交信時間ボタンを押してください。
 ボタンを押す毎に表示がON/OFFします。

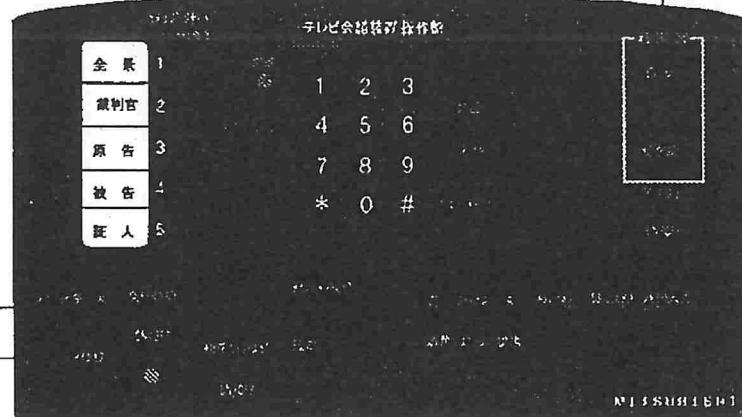
相手カメラ操作

◆相手のメインカメラのマニュアルまたはプリセット操作と相手カメラの切替が行えます。
 ◆このボタンを押すと画面にリモートと表示されます。
 リモートが表示されている間は相手操作となります。
 ◆消す場合はこのボタンを再度押して下さい。

電源ボタン

テレビ会議装置を構成する各機器の電源を、一括してONします。

ダイヤルボタン



メインカメラ操作

◆子画面を表示しながら、メインカメラの上下左右の首振りを行います。
 ◆相手カメラ操作時(リモート表示)は、相手のカメラを操作できます。

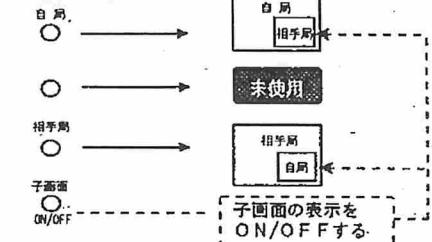
※メニュー選択のカーソルキーとしても使用します。

回線接続/断

直接接続、短縮接続、地点名選択の発信時の最後に押下します。また、交信終了時に押下して、回線を切断します。

未使用

モニタ表示切替



映像ソース選択

- メインカメラ [] メインカメラを選択します。
- 子画面 [] 子画面カメラを選択します。
- 外部入力 [] 未使用

ズーム・フォーカス

◆子画面を表示しながら、メインカメラのズーム・フォーカスを行います。

※メインカメラはオートフォーカスなので、フォーカス操作は通常使用する必要はありません。

図一式 内規書類内規書

【内規書2】

登録番号	○○○○-1111	請求年月	平成10年1月分	利用期間	平成10年1月1日～平成10年1月30日
------	-----------	------	----------	------	----------------------

【内規書3】

登録番号	○○○○-2222	請求年月	平成10年1月分	利用期間	平成10年1月1日～平成10年1月30日
------	-----------	------	----------	------	----------------------

【内規書4】

登録番号	○○○○-3333	請求年月	平成10年1月分	利用期間	平成10年1月1日～平成10年1月30日
116	10:30:22	123-4567	13:42	500	64K
119	11:04:24	123-4567	13:38	500	64K
116	10:30:26	123-4567	13:38	500	64K
119	11:04:26	123-4567	13:08	700	64K

【内規書5】

登録番号	通信用機器番号	登録年月	料金明細内規書	請求年月	登録年月	料金明細内規書	登録年月	料金明細内規書	登録年月	
116	10:30:29	123-4567	13:35	500	64K	11:04:31	123-4567	13:33	500	64K
119	11:04:32	123-4567	13:33	500	64K	11:04:32	123-4567	13:00	700	64K
116	10:30:30	123-4567	13:35	500	64K	11:04:38	123-4567	13:54	690	64K
119	11:04:38	123-4567	13:00	700	64K	11:04:38	123-4567	13:54	690	64K

【内規書6】

登録番号	通信用機器番号	請求年月	登録年月	料金明細内規書	登録年月	料金明細内規書	登録年月	料金明細内規書	登録年月	
116	10:30:30	123-4567	13:35	500	64K	11:04:33	123-4567	13:33	500	64K
119	11:04:33	123-4567	13:33	500	64K	11:04:33	123-4567	13:33	500	64K
116	10:30:31	123-4567	13:35	500	64K	11:04:38	123-4567	13:54	690	64K
119	11:04:38	123-4567	13:00	700	64K	11:04:38	123-4567	13:54	690	64K